

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議)
知事メッセージ

令和4年9月2日
青森県危機対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

青森県内では、依然として多くの新規感染症患者が発生しており、病床使用率も高い状況で推移しています。

現時点では、真に必要な方の入院はできている状況ですが、感染拡大を抑えつつ、医療機関や保健所等の負担軽減を図ることが急務となっています。

そこで、県では、増加している自宅療養者の生活支援や体調悪化時の対応を円滑に行うとともに、保健所業務を軽減するために、9月5日から、青森県自宅療養者サポートセンターを設置・運営することとしました。支援等が必要な方は、是非、御活用ください。

続いて、県民の皆様方に改めて感染防止対策等のお願いです。

感染すると、御自身や御家族の生活に大きな影響が及び、職場や学校などで感染が拡大すると、それぞれの活動に重大な支障を来たすおそれがあります。

そうした事態を避けるために、お一人お一人が感染リスクの高い場所を回避し、あらゆる場面でこれまで以上に慎重な行動と徹底した感染防止対策をとってください。そして、感染を広げないために、熱、のど、せきなどの症状がある場合や体調が悪い場合は、出勤・

登校・外出等を行わないでください。

ワクチン接種を終わっていない方は、速やかな接種を検討するようお願いいたします。

イベント等の主催者におかれては、感染リスクを考慮の上、開催する場合には業種別ガイドライン等に沿って徹底した対策を講じていただきたいと思います。

また、医療機関や保健所等の負担を軽減するための「5つのお願い」として、

- 重症化リスクの低い有症状者の方は、医療機関に行かずメールで診断結果を受け取れる青森県臨時Webキット検査センターを活用してください。
- 検査で陽性になった方は、保健所からの連絡に時間を要していますが、保健所への不要な問合せは控え、連絡をお待ちください。
- 自宅療養の方は、発熱等があっても症状が軽く、意識がしっかりしており、飲食ができる場合は、市販の薬を服用して療養してください。
- 意識障害や呼吸困難の症状がある方は、すぐに救急車を呼んで構いませんが、症状が軽い方は、外来受診を目的として救急車を要請しないでください。
- 事業所等では、従業員に医療機関などが発行する陰性証明等の提出を求めないでください。

これらについて何とぞ御協力をお願いいたします。

なお、国が緊急避難措置として打ち出した感染症患者の全数届出の見直しについては、現時点で国から詳細が示されておらず、届出対象外となる方への対応などで、医療機関等の負担増加につながる

ことが懸念されます。また、取扱いの変更に当たっては、予め県民に対してしっかりと周知を行う必要があると考えています。そのため、本県では、国が予定する9月後半の全国一斉導入に合わせて実施することとし、現在、諸課題の検討を行っているところです。

「STOP！オミクロン」

新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために、お一人お一人がお互いを守り合う気持ちで、感染防止対策と医療機関等の負担軽減にお力添えをいただきたく、県民の皆様方に重ねて御理解と御協力をお願い申し上げます。